

○国立大学法人横浜国立大学助教、特任教員及び特任職員給与規則

(平成 19 年 3 月 27 日規則第 56 号)

改正 平成 19 年 11 月 29 日規則第 130 号 平成 20 年 2 月 28 日規則第 14 号
平成 20 年 3 月 27 日規則第 56 号 平成 21 年 3 月 27 日規則第 37 号
平成 21 年 5 月 29 日規則第 67 号 平成 21 年 11 月 30 日規則第 92 号
平成 22 年 6 月 17 日規則第 72 号 平成 22 年 11 月 24 日規則第 89 号
平成 23 年 3 月 24 日規則第 15 号 平成 24 年 3 月 21 日規則第 83 号
平成 24 年 5 月 28 日規則第 112 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)
- 第 2 章 給与(第 10 条—第 17 条)
- 第 3 章 給与の特例等(第 18 条—第 23 条)
- 第 4 章 雑則(第 24 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則(平成 16 年規則第 110 号。以下「教職員給与規則」という。)第 3 条の規定に基づき、国立大学法人横浜国立大学(以下「本学」という。)に勤務する年俸制を適用する教職員のうち助教及び国立大学法人横浜国立大学有期雇用教職員の就業等に関する規則(平成 17 年規則第 187 号。以下「有期雇用教職員就業等規則」という。)第 3 条第 2 項第 1 号に定める特任教員及び同条同項第 2 号に定める特任職員(以下「助教等」という。)の給与について、必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第 2 条 助教等の給与に関しては、この規則の定めによるほか、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。)の定めるところによる。

(給与の区分)

第 3 条 助教等の給与は、年俸及び諸手当とする。

2 諸手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当及び宿日直手当とする。

(給与の支払)

第 4 条 この規則に基づく給与は、その全額を通貨で助教等に支払う。ただし、法令で定められているもの及び労基法第 24 条第 1 項ただし書きに規定する労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、助教等から申し出があった場合においては、労使協定に基づき、その者に対する給与の全額又は一部を、助教等が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込を行う方法によって支払うことができる。
- 3 いかなる給与も学長が定めた諸規則に基づかずに助教等に対して支払わない。
- 4 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(年俸の支給方法)

第5条 年俸は、第10条、第10条の2及び第10条の3規定により決定した年俸の12分の1の額(第10条第3項、第10条の2第6項及び第10条の3第3項の規定による雇用期間が1年に満たない者にあつては、当該期間の月数で除した額。以下「俸給」という。)を次条に規定する給与の支給日に支給する。

(給与の支給日)

第6条 給与の支給日は、教職員給与規則第7条の規定を準用する。

(非常時払い)

第7条 助教等が、当該助教等又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため請求した場合には、前条に規定する給与の支給日前にあつても、既往の労働に対する給与を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額)

第8条 この規則に定める勤務1時間当たりの給与額は、次の算式によって得た額とする。この場合において、年間所定勤務日数は、年度の初めから当該年度の末日までの日数から国立大学法人横浜国立大学勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(平成16年規則第103号。以下「勤務時間規則」という。)第6条に規定する休日(以下「休日」という。)を除いた日数とする。

$$\text{勤務1時間当たりの給与額} = (\text{俸給} / (\text{年間所定勤務日数} \times 7 \text{時間} 45 \text{分})) \div 12$$

(端数の取扱い)

第9条 この規則の規定による計算で生じた端数は、教職員給与規則第10条の規定を準用して、取り扱う。

第2章 給与

(助教の俸給の決定)

第10条 助教(特任教員(助教)を含む。)の受ける年俸は、次に掲げる俸給表に定める号俸により決定する。

(1) 助教俸給表A(別表第1)

(2) 助教俸給表B(別表第2)

- 2 前項の俸給表に定める号俸は、助教の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数に基づき、助教年俸基準表(別表第3)により決定する。
- 3 雇用期間が1年に満たない者の年俸の額は、前項に規定する額を基準とし、当該雇用期間に応じて決定する。

(特任教員の俸給決定)

- 第10条の2 特任教員(助教を除く。)の受ける年俸は、有期雇用教職員就業等規則第4条第2項に定める職名に対応した特任教員俸給表(別表第4)に定める号俸により決定する。
- 2 前項の俸給表に定める号俸は、当該特任教員の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数に基づき、特任教員年俸基準表(別表第5)により決定する。
 - 3 学長は、極めて高度な知識若しくは経験を必要とする職務又はその他特別な理由がある場合で、前項の規定による年俸額では人材の確保が困難になると認めるときは、前項の規定にかかわらず、個別に年俸額を決定することができる。
 - 4 学長は、当該外部資金提供者が定める条件等により本学の給与体系を適用できないことが明らかな場合、個別に給与を決定することができる。
 - 5 学長は、勤務時間規則第4条の所定勤務時間に充たない勤務日数、勤務時間数が適用される特任教員の年俸については、前3項の規定にかかわらず、前3項の規定による年俸を基礎として、その者の勤務日数、勤務時間数に応じて、個別に年俸額を決定することができる。
 - 6 雇用期間が1年に満たない者の年俸の額は、前各項に規定する額を基準とし、当該雇用期間に応じて決定する。

第10条の3 特任職員の受ける年俸は、特任職員俸給表(別表第6)に定める号俸により決定する。ただし、有期雇用教職員就業等規則第5条第1項第1号にかかる特任職員の受ける年俸は、学長が別に定める。

- 2 前項の俸給表に定める号俸は、当該特任職員の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数に基づき、特任職員年俸基準表(別表第7)により決定する。
- 3 雇用期間が1年に満たない者の年俸の額は、第1項に規定する額を基準とし、当該雇用期間に応じて決定する。

(日割計算)

第11条 新たに助教等となった者には、その日から俸給を支給する。

- 2 助教等が退職(死亡による退職を除く。)したときは、その日まで俸給を支給する。
- 3 助教等が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から俸給を支給するとき以外のとき、又は月の末日まで俸給を支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、教職員給与規則第22条の規定を準用して、支給する。

(住居手当)

第13条 住居手当は、教職員給与規則第29条の規定を準用して、支給する。

(通勤手当)

第 14 条 通勤手当は、教職員給与規則第 36 条の規定を準用して、支給する。

(特殊勤務手当)

第 15 条 特殊勤務手当は、教職員給与規則第 60 条の規定を準用して、支給する。

(超過勤務手当)

第 16 条 超過勤務手当は、教職員給与規則第 67 条の規定を準用して、支給する。

(宿日直手当)

第 17 条 宿日直手当は、教職員給与規則第 72 条の規定を準用して、支給する。

第 3 章 給与の特例等

(給与の減額)

第 18 条 助教等が勤務しないときは、休日(勤務時間規則第 7 条の規定により休日の振替を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した助教等にあつては、当該休日を振り替えた日)である場合、同規則第 19 条に規定する休暇による場合その他勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 8 条に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第 19 条 助教等が休職を命ぜられたときの給与は、教職員給与規則第 82 条の規定を準用して、支給する。

(育児休業中、育児短時間勤務中及び育児時間中の給与)

第 20 条 国立大学法人横浜国立大学育児休業等規則(平成 16 年規則第 104 号。以下「育児休業規則」という。)第 4 条第 1 項、第 6 条第 1 項及び第 2 項並びに第 6 条の 2 第 1 項及び第 3 項に規定する育児休業の申出をしている助教等には、その期間中は給与を支給しない。

2 育児休業規則第 13 条の 2 及び第 13 条の 4 に規定する育児短時間勤務の申出をしている助教等の給与は、俸給に申出をしている週当たりの育児短時間勤務時間数を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額を支給する。

3 助教等が、育児休業規則第 14 条に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、第 18 条の規定にかかわらず、その勤務しない時間 1 時間につき、第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

(介護休業中及び介護部分休業中の給与)

第 21 条 国立大学法人横浜国立大学介護休業等規則(平成 16 年規則第 105 号。以下「介護休業規則」という。)第 4 条第 1 項及び第 6 条に規定する介護休業の申出をしている助教等には、その期間中は給与は支給しない。

2 助教等が、介護休業規則第 12 条に規定する介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第 18 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

(俸給の半減)

第 22 条 第 18 条の規定にかかわらず、助教等が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。以下この条において同じ。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この条において同じ。)に係る療養のため又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して 90 日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日について、教職員給与規則第 88 条の規定を準用して、俸給の半額を減ずる。

(給与の改定)

第 23 条 第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる俸給表の適用を受ける者が、同項第 2 号に掲げる俸給表の適用を受けることとなる場合には、学長は給与の改定を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、学長が必要と認めた場合には、給与の改定を行う。

第 4 章 雑則

第 24 条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

第 1 条 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 この規則の施行日の前日に本学の助手(国立大学法人横浜国立大学教職員退職手当規則(平成 16 年規則第 111 号)の適用を受ける者に限る。)であって、施行日以後引き続き助教となった者の年俸の額は、その者の経験年数に応じ、第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる俸給表を、次に掲げる表に読み替えて適用する。

(1) 別表第 1 の適用を受ける者

号俸	年俸額
1	5,748,000
2	6,372,000
3	6,864,000

(2) 別表第 2 の適用を受ける者

号俸	年俸額
1	5,928,000
2	6,552,000
3	7,044,000

附 則(平成 19 年 11 月 29 日規則第 130 号)

改正 平成 20 年 3 月 27 日規則第 56 号 平成 21 年 11 月 30 日規則第 92 号

第 1 条 この規則は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

第 2 条 削除

附 則(平成 20 年 2 月 28 日規則第 14 号)

この規則は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日規則第 56 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日規則第 37 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に現に特任教員として在職している者については、なお、従前の例による。

附 則(平成 21 年 5 月 29 日規則第 67 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に現に助教及び特任教員としてこの規則の適用を受ける者については、なお、従前の例による。

附 則(平成 21 年 11 月 30 日規則第 92 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に、現に助教及び特任教員としてこの規則の適用を受ける者については、平成 22 年 3 月 31 日までは、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 6 月 17 日規則第 72 号)

この規則は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則(平成 22 年 11 月 24 日規則第 89 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に現に助教及び特任教員としてこの規則の適用を受ける者については、平成 23 年 3 月 31 日までは、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 24 日規則第 15 号)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に現に特任職員として在職している者については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日規則第 83 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 5 月 28 日規則第 112 号)

この規則は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1

助教俸給表 A

号俸	年俸額
1	6,156,000
2	6,780,000
3	7,272,000

備考 この表は、助教のうち、次表の適用を受ける者以外の者に適用する。

別表第 2

助教俸給表 B

号俸	年俸額
1	6,348,000
2	6,972,000
3	7,464,000

備考 この表は、助教のうち、その所属する大学院研究科又は大学院学府等において直接に講義、演習、実験又は実習の指導(以下「講義等」という。)を年度を通じて 4 単位以上担当するもの又は主任として学生に対する研究指導(大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 11 条第 1 項に規定するものをいい、1 人の学生に対して原則として 1 人をいうものとする。)を行うほか講義等を年度を通じて 2 単位以上担当する者に適用する。

別表第 3

助教年俸基準表

学歴免許等	経験年数	号俸
博士課程修了	0 年以上 3 年未満	1 号俸
	3 年以上 5 年未満	2 号俸
	5 年以上	3 号俸
修士課程修了	4 年以上 7 年未満	1 号俸
	7 年以上 9 年未満	2 号俸
	9 年以上	3 号俸

別表第 4

特任教員俸給表

号俸	年俸額			
	研究教員	講師	准教授	教授
1	4,308,000	5,664,000	6,744,000	8,268,000
2	5,376,000	6,660,000	7,620,000	8,964,000
3	6,084,000	7,428,000	8,244,000	9,600,000
4	6,504,000	7,944,000	8,616,000	10,164,000
5	6,828,000	8,184,000		
6	7,008,000			

別表第5

特任教員年俸基準表

職名	学歴免許等	経験年数	号俸
教授	大学卒	16年以上 21年未満	1号俸
		21年以上 26年未満	2号俸
		26年以上 31年未満	3号俸
		31年以上	4号俸
准教授	大学卒	9年以上 14年未満	1号俸
		14年以上 19年未満	2号俸
		19年以上 24年未満	3号俸
		24年以上	4号俸
講師	大学卒	6年以上 11年未満	1号俸
		11年以上 16年未満	2号俸
		16年以上 21年未満	3号俸
		21年以上 26年未満	4号俸
		26年以上	5号俸
研究教員	大学卒	0年以上 5年未満	1号俸
		5年以上 10年未満	2号俸
		10年以上 15年未満	3号俸
		15年以上 20年未満	4号俸
		20年以上 25年未満	5号俸
		25年以上	6号俸

備考 この表に掲げる職に採用する特任教員で、当該職の経験年数欄に掲げる経験年数に満たない者の号俸については、その者の経験年数に応じた下位の職の号俸を適用するものとする。

別表第6

特任職員俸給表

号俸	年俸額
1	2,712,000
2	3,360,000
3	3,888,000

別表第7

特任職員年俸基準表

学歴免許等	経験年数	号俸
高校卒業	0年以上5年未満	1号俸
	5年以上10年未満	2号俸
	10年以上	3号俸